

平成31年度

(2019年度)

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会環境部会

目 次

重点要望事項

1	地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実	1
2	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	3
3	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への 財政支援等の充実	8
4	拡大生産者責任の強化	10
5	緑の保全に対する施策の充実	12
6	流域下水道事業の促進と財政援助	14
7	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への 財政支援等の充実	16
8	大規模災害の発生に対応した廃棄物の広域処理体制の構築	18
9	使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等	19
10	アスベスト対策の強化	20
11	自然災害に対する防災体制の確立	22
12	防災事業の充実と財政措置等の確立	25

一般要望事項

1	放射線及び放射性物質への対応	27
2	ダイオキシン類対策の積極的推進	28
3	清流復活事業の推進	29
4	玉川上水等環境整備の推進	30
5	公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	31
6	ペット火葬場及びペット霊園の規制	32
7	生物多様性の保全推進に向けた取組の支援	34
8	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ 効果的に運用するための支援の充実	36
9	農業者以外の農薬使用者に対する助言・指導体制の強化	38
10	土地取引に係る土壌汚染の重要事項に関する 問合せへの窓口対応の統一	39
11	傷病鳥獣及び鳥インフルエンザに関する現場対応	40
12	P C B 廃棄物処理に関する支援	42

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実		1	
	2	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	建設	3	○
	3	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実	建設	8	○
	4	拡大生産者責任の強化		10	
	5	緑の保全に対する施策の充実	建設	12	○
	7	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の充実		16	
	8	大規模災害の発生に対応した廃棄物の広域処理体制の構築		18	
	9	使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等		19	
	10	アスベスト対策の強化	厚生 建設	20	○
	11	自然災害に対する防災体制の確立	総文 建設	22	○
	下水道局	6	流域下水道事業の促進と財政援助	建設	14
流域下水道 本 部	6	流域下水道事業の促進と財政援助	建設	14	○
水道局	12	防災事業の充実と財政措置等の確立	総文 建設	25	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
環境局	1	放射線及び放射性物質への対応	厚生 建設	27	○
	2	ダイオキシン類対策の積極的推進		28	
	3	清流復活事業の推進	建設	29	○
	4	玉川上水等環境整備の推進	建設	30	○
	6	ペット火葬場及びペット霊園の規制	建設	32	○
	7	生物多様性の保全推進に向けた取組の支援		34	
	8	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実		36	
	9	農業者以外の農薬使用者に対する助言・指導体制の強化	建設	38	○
	10	土地取引に係る土壌汚染の重要事項に関する問合せへの窓口対応の統一	建設	39	○
	11	傷病鳥獣及び鳥インフルエンザに関する現場対応		40	
	12	PCB廃棄物処理に関する支援	総文	42	○
	水道局	4	玉川上水等環境整備の推進	建設	30
5		公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	31	○
下水道局	5	公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	建設	31	○

重 点 要 望

要望事項	1 地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実	要望先 環 境 局
------	-----------------------	-----------

(要 旨)

環境保全を目的とした地下水、土壌、大気等の汚染対策として、各種調査体制の一層の充実のほか、原因究明と解決策の提示、技術支援と情報の共有化、財政支援を図られたい。

(説 明)

環境保全の取組としては、現状把握に努めたうえで、その変化を読み取り、迅速に対応することが重要である。加えて、市民の健康を確保する意味においても、一般環境大気、道路交通騒音・振動及び水質等の継続的な監視・調査が必要である。

これらのことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 調査・対策支援の充実

- (1) 市が行っている地下水、土壌、一般環境大気、道路交通騒音・振動、水質等の調査及び汚染対策については、市の負担のみでは必要十分な調査・対策を実施することが困難となっているため、十分な財政支援策を講じられたい。また、不法投棄等も土壌汚染の原因となることから、その相談に応じる等の対応をとられたい。
- (2) 自動車騒音測定（常時監視）等の権限移譲に伴い、各市は自動車騒音常時監視を実施している。常時監視は、5年ごとに更新される新しいセンサスへの移行が必要であり、各自治体はこの移行業務に初めて取り組むこととなる。この業務には、地図の購入とセンサスの起点終点の確定、データの移行等、専門的な知識、技術が必要であり、業者への委託が必要な部分があることから、委託内容等の適切な情報提供と十分な技術支援及び財政支援を図られたい。
- (3) 市に寄せられる多種多様な公害に関する相談に対応するため、現在都が行っている研修や実務説明会に加え、より一層の専門的な技術支援の充実、中堅職員を対象とした困難事例研修、個別具体的な案件への実務的な相談対応等を行われたい。

2 地下水の広域的汚染対策の充実

地下水の汚染を広範囲に拡散させないためには、早期の発見と対策が不可欠であるが、これまでの国や都等による調査において、テトラクロロエチレン等の有害物質の環境基準超過地点が多く見られるなど、汚染が継続している状況が明らかとな

っている。また、都では「新たな汚染が見つかった場合には、汚染井戸周辺地区調査を実施する」としているが、調査のみでは根本的な解決に至らない。

については、地下水実態調査をより細かく実施するよう地点数の拡大とともに、地下水脈流調査を含め、蓄積された調査データを活用した総合的かつ広域的視点から汚染実態の究明及びその解決に努め、一層の対策を講じられたい。

3 大気汚染対策の強化

- (1) 健康への悪影響が懸念されているPM_{2.5}について、地域大気浄化システムの技術開発等、局地的な対策を講じるとともに、大気中の濃度や成分の測定、発生源や生成の仕組み等の調査研究、シミュレーション等を継続し、都内の実態解明を進め、汚染対策を講じられたい。また、越境大気汚染対策として、諸外国に対して汚染物質の排出抑制対策の強化を働きかけるよう国に要請されたい。

今後新規開通予定の国や都による都市計画道路の整備に当たり、自動車排出ガスによる大気への影響について関心が寄せられている。このような状況に鑑み、都による自動車排出ガス測定局の設置か、又は国による大気汚染物質監視測定局の設置の要請を行われたい。

- (2) 窒素酸化物やVOCは、光化学オキシダント発生の一因と言われている。大気汚染に関する監視・測定において、窒素酸化物の濃度は、一般環境大気測定結果で、環境基準を達成し減少傾向にあり、VOCの対策については、都の主導により排出抑制のための取組が行われている。

しかし、多摩地域の一般環境大気測定結果によると、光化学オキシダントの濃度は、17か所すべての測定局で環境基準を達成していない状況にある。

このような状況から、光化学オキシダントの発生メカニズムの解明とその対策を講じられたい。

また、VOC排出抑制のため、排出規制の対象とならない事業者が自主的に取り組んでいくように、より一層の施策の推進を図られたい。

- (3) 低公害車等の普及を促進させるために、公共施設等に設置する電気自動車急速充電設備に対する補助金を復活されたい。

要望事項	2 横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進	要望先 都市整備局 環境局
------	---------------------------	---------------------

(要 旨)

横田基地等の周辺自治体のまちづくり等に係る援助、多摩サービス補助施設の返還及び共同使用の促進、航空機騒音調査・騒音対策の充実並びに生活環境整備等の施策を講じられたい。

(説 明)

1 横田基地周辺自治体のまちづくり等に係る援助施策

横田基地は、既成市街地の中にあつて、複数の自治体に跨るほど広大な面積を占めているため、基地周辺自治体は、まちづくりや市民の生活環境の面でこれまで様々な影響を受けてきている。

また、在日米軍再編や航空自衛隊航空総隊司令部移転に係る横田基地の態様の変化は、基地周辺自治体に多大な影響を及ぼすものである。

については、都において、基地対策の一環として基地周辺自治体のまちづくりの支援に一層努めるとともに、基地周辺自治体と連携し、情報の入手と提供に努められたい。

2 航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転

航空自衛隊航空総隊司令部の運用に際しては、周辺住民の不安及び基地周辺環境への影響を最小限に止めるため、適時、適切な情報提供に努めるとともに、基地機能を強化しないよう国に対し働きかけられたい。また、航空機の飛来については、周辺の平穏な生活に配慮し、必要最小限の飛行に止めるよう引き続き働きかけられたい。

3 垂直離着陸輸送機オスプレイの横田基地配備への対応

平成 27 年 5 月の接受国通報により、横田基地に配備されることとなった CV-22 オスプレイについて、その配備計画期間が米会計年度で 2020 年度まで延期されることが 29 年 3 月に公表された。その後、本年 4 月にはその計画が変更され、夏までに 5 機の CV-22 オスプレイを横田基地に配備し、更に、今後数年間で段階的に 10 機を配備する予定となった。オスプレイについては、28 年 12 月の沖縄県における MV-22 オスプレイの不時着水をはじめ、国内外での事故や緊急着陸などが続いており、安全性への懸念がぬぐえない状況にある中で、配備前倒しの発表により市民の不安が広がっている。

こうした状況を踏まえ、都と周辺市町の連絡協議会では4月と6月に、また、東京都市長会でも5月に、オスプレイの配備に関する要請を行ったところである。

以上のことから、基地周辺自治体と連携し、引き続き国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

4 航空機等の臨時的な飛来への対応

29年6月の韓国空軍のF-16戦闘機を始め、事前の情報提供がない中で多数の戦闘機が飛来しており、飛来目的等も明確にされていない。

このような状況にあることから、基地周辺自治体と連携し、引き続き国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

5 住民の安全確保のための対策

- (1) 横田基地所属の航空機については、過去にC-130輸送機による事故が度々発生しており、29年7月、12月と続けて部品遺失事故が発生し、11月には物料投下訓練中に事故が発生した。さらに、30年4月10日には、横田基地における人員降下訓練の際に、切り離されたパラシュートの一部が羽村市内の中学校に落下するなど、一歩間違えれば人命に関わる事態が発生しているにもかかわらず、事故原因及び再発防止策の具体的な説明がないままに訓練が再開された。

航空機事故等は人命に関わる重大な事故につながりかねず、多くの住民に不安を与えるものである。ついては、事故の経緯を明らかにし、原因究明を行い、再発防止を図るよう国に対し働きかけられたい。また、航空機の点検整備を強化し、安全確保の徹底を図るとともに、安全性が確認できるまではこれらの運用を停止するよう国に対し働きかけられたい。

- (2) 厚木飛行場は都外に所在していることから、特に部品落下等の事故や航空機等の配備については、市に情報が到達するまでに時間がかかっているため、都においては、積極的な情報収集、情報提供に努められたい。
- (3) 市街地上空での飛行訓練は、騒音被害はもとより大惨事につながりかねないため、航空機やヘリコプターの低空での訓練飛行、22時から6時までの夜間飛行訓練、艦載機による飛行訓練等の中止を引き続き国に強く要請されたい。また、横田基地において、土曜日、日曜日、日本の国民の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行は行わないよう国及び米国に要望されたい。

(4) 横田基地についての運用状況に関するホームページを開設し、離着陸訓練等に関する適切な情報提供を行うよう国に対し要望されたい。

6 多摩サービス補助施設の返還及び共同使用の促進

多摩サービス補助施設は、米軍のゴルフ場やキャンプ等野外レクリエーション施設として使用されている。永年にわたり地元としては、全面返還を求めてきたところであるが、29年8月に一部返還が行われたものの、未だ全面返還には至らず、施設の使用についても一部が認められているのみとなっている。ついては、課題解決に向けて以下の措置を講じられたい。

- (1) 同施設返還に向けた取組を強化されたい。
- (2) 返還までの当面の対応として、使用の要件緩和と米軍との更なる共同使用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強く要請されたい。
- (3) 返還後の使用については、貴重な自然を保全した公園整備など、地元市の要望を踏まえて、国と十分に協議されたい。

7 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

(1) 都内及び周辺基地に配備されている自衛隊機及び米軍機について、航空法又は日米合同委員会合意で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されるため、高度を厳守すること及び飛行高度等の飛行方法についての見直しを国に対し要望されたい。また、高度測定等実態調査の実施を国に対し要望されたい。

(2) 基地の航空機騒音について、騒音の全容把握と課題解決に向けて以下の措置を講じられたい。

- ① 航空機離発着コース直下の自治体において、都は固定調査・分布調査により騒音の実態調査を行っているが、軍用機の飛行コース、飛行時間は不規則であることから、飛行コース以外の飛行差控え、飛行コース以外を通過した場合の情報提供や飛行直下の騒音が大きい場所での騒音測定の拡充を国に対し要望されたい。また、訓練時の旋回飛行コースを含め、騒音の全容把握に、より一層努めるとともに、航空機騒音に係る環境基準を遵守するために、航空機騒音軽減措置を施すことを国に対し要望されたい。
- ② 25年4月から、航空機騒音に係る環境基準が、W E C P N LからL d e nに変更されたことにより、騒音測定に関する機器の購入及びリース料金、委託経費等、関係市には新たな費用負担が生じている。さらに、L d e nによる評価は「地上騒音」もその対象となることから、離着陸に伴うエンジン音とエンジンテストの音の判別等が必要となり、職員の業務量も増加している。今後もこのような負担が引き続き見込まれることから、財政支援を国に要請

されたい。都においても、市町村が実施する騒音測定にかかる各種助成制度を創設するとともに、航空機騒音に関する苦情処理に対して助成措置等を講ずることを国に対し要望されたい。

また、騒音レベルはこれまでと変わらないものの、評価値に影響が出ている場所がある。特に飛行コース直下においては、W E C P N L の評価値と L d e n の評価値で大きな差が確認されているため、その評価の違いを検証するよう、国に対し要請されたい。

- ③ 厚木及び入間飛行場周辺地域では、航空機による騒音が常態化している。については、通常コース以外の旋回飛行等を含めた飛行実態を十分に把握し、騒音の全容を把握できるよう、固定測定点の増設を図られたい。
- ④ 航空機騒音の評価・測定は都や関係市町村が実施しているが、その測定方法、情報公開の方法等にばらつきが見られることから、都が中心になり、研修会等を開催するとともに、評価・測定に係る助言や、情報公開内容の統一的な基準を示すよう努められたい。
- ⑤ 26年11月に、立川飛行場周辺が環境基準を適用する地域として設定され、都による固定調査・分布調査が開始されたが、騒音測定結果等、環境基準の達成状況について情報提供等を適宜実施されたい。
- ⑥ 市街地の中心に存在する立川飛行場及び朝霞駐屯地について、ヘリコプターの基地間移動時の飛行経路に偏りがあるため、飛行回数が集中する場合の騒音・振動の軽減や編隊飛行は極力行わないこと、できるだけ高度飛行を心がけることを国に要請されたい。
- ⑦ 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が、30年3月に完了したが、移駐後の厚木飛行場の運用については明確に示されていないため、今後の運用に関する詳細な情報提供を国に要請されたい。
- ⑧ 30年度夏頃に横田基地に配備予定のC V-22 オスプレイは、飛行時に低周波音を発生するとの報道がなされている。よって、航路直下の地域を含め、航空機騒音のみならず低周波音も含めた騒音の測定体制を構築されたい。また、騒音の測定方法や評価方法について、早急にマニュアルを作成するよう国に要望されたい。

8 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対して、国防政策上の対策であるという観点に立ち、以下の被害防止対策や財政措置の充実強化について要請されたい。

- (1) 特に、ヘリコプターを含む航空機の排ガスによる環境汚染調査を実施された

い。また、航空機騒音等による基地周辺住民の健康調査を実施し、実態の把握をされたい。

- (2) 飛行コース以外にも旋回、飛行していることから、住宅防音工事区域を拡大するとともに、区域指定告示後の新築家屋及び改造家屋についても住宅防音工事の対象となるよう要望されたい。
- (3) 米兵及び軍属による事件や事故の再発防止と綱紀粛正の強化について、都は各基地司令官に対し、引き続き要請されたい。

9 飛行経路直下の地域に対する騒音調査及び財政支援

- (1) 航空機騒音に係る環境基準を適用する地域外の飛行経路直下の自治体においても、自衛隊機及び米軍機の飛行のたびに、騒音の苦情が寄せられている。その都度、陸上自衛隊立川駐屯地又は防衛省に騒音の対策を要請しているものの改善は見られず、現在も市民生活に大きな影響が及んでいる。

このことから、環境基準を適用する地域外の状況について、国に騒音の発生原因者として市民の騒音被害の現状を認識させるために、飛行経路の騒音の測定を国に対して要請されたい。

- (2) 飛行経路下の第一種区域内の地域については、従来から騒音等への対応はしているものの、安全性への懸念から、資産価値が周辺と比較して低くなっている。地域の資産価値の向上を図るためには、騒音対策だけではなく、公共施設等の整備により、住みやすい街を作ることが必要となるが、公共施設の整備には多額の費用がかかり、市が単独で実施するのが困難な状況である。

そのため、第一種区域内及びその周辺地域の公共施設整備に対する財政支援の拡充を国に対し要請されたい。

要望事項	3 廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への財政支援等の充実	要望先 環 境 局 産業労働局
------	-----------------------------------	-----------------------

(要 旨)

多摩地域における安定的で持続的なごみ処理を可能とするため、廃棄物処理施設等の整備に係る交付金制度の拡大及び充実について、都は国に対して要請されたい。

また、都においては、災害時等の緊急事態や施設の更新・新設等に伴う廃棄物処理の広域的な相互支援に対する財政支援、廃棄物系バイオマスを活用した再資源化事業等に係る財政支援等を行われたい。

(説 明)

1 循環型社会形成推進交付金の拡充について

廃棄物処理施設等を新設、更新する際は、管理棟、搬入道路及び余熱利用施設などの周辺環境整備等の建設事業費が必要であるが、国の交付金の対象とはされていない。また、再資源化施設の大規模改修についても、基幹的設備改良事業の対象とされていないことから、その財政負担は非常に大きくなる。

これらの課題を踏まえ、次のとおり、循環型社会形成推進交付金制度の拡充について、特段の措置を講じるよう国へ要請されたい。

(1) 交付率の引上げ

循環型社会形成推進交付金において、現在、交付率が 1/3 の事業について、すべて 1/2 へ引き上げること。

(2) 交付対象の拡大

- ① 一般廃棄物処理施設の新設、増設に伴う付帯設備及び、施設周辺環境整備事業に係る経費
- ② 一般廃棄物処理施設の安定稼働に必要な主要設備の補修・更新費、延命化のための機能回復事業に係る経費
- ③ 一般廃棄物処理施設の統廃合等により廃止される焼却施設の解体費（解体跡地の条件緩和）及びマテリアルリサイクル推進施設など一般廃棄物処理施設全般の解体費
- ④ 大規模災害に備えた廃棄物処理施設の強靱化（防災拠点化も含む）に伴う施設整備に係る経費
- ⑤ 再資源化施設（容器包装リサイクルの中間処理施設を含む）、粗大ごみ処理施設等の基幹的設備改良事業に係る経費

2 広域支援及び災害支援等に係る財政支援について

日々排出される廃棄物を適正かつ安定的に処理し、清潔で快適な環境を維持していくことは、法に定められた自治体の責務である。処理施設の更新時等においても、廃棄物処理を滞らせることなく維持することは絶対条件であることから、処理施設の稼働停止期間においては、自治体間での委託契約等による広域支援が不可欠となり、多額の財政負担が生じる。また、大規模災害に備えた広域的な体制整備や災害発生時における廃棄物処理支援については、都の主導的な役割が肝要となる。

については、広域支援に係る処理経費の軽減が図られるよう、補助制度等の創設をするとともに、災害支援等にかかる更なる支援を行われたい。

3 再資源化事業等に係る財政支援について

地球温暖化の原因物質となる温室効果ガスの排出量削減は、環境負荷の低減及び環境保全に資する重要課題であり、剪定枝・間伐材等の廃棄物系バイオマスの利活用による再生資源の利用促進は、二酸化炭素の削減及び循環型社会の形成に大きく寄与するものである。

については、廃棄物系バイオマスを利活用した再資源化事業等の推進が図られるよう、再資源化施設の整備及び再生資源の利用促進について、都において財政支援及び情報提供など必要な措置を講じられたい。

4 広域的な廃棄物処理体制の構築に関する財政支援等について

同時期に建設された多摩地域の廃棄物処理施設の更新に備え、安定的な処理の確保はもとより、エネルギーの回収効率の向上や清掃工場の集約化などを念頭に、広域的な廃棄物処理体制の構築に向けた調整を継続的に行うため、これらの調査研究及び、建設に係る技術支援並びに財政支援を図られたい。

5 一般廃棄物処理施設における再生可能エネルギー発電設備の認定について

発電設備を伴った一般廃棄物処理施設は、災害時には自ら発電した電力で清掃工場の稼働を継続すると同時に、電力供給へも貢献してきたところである。

また、国はストックマネジメントの手法を取り入れ施設の長寿命化を図るよう提言している。これらを踏まえ、一般廃棄物処理施設の発電設備については、その全稼働期間を再生可能エネルギー発電設備としての認定期間として位置づけるよう国へ要請されたい。

要望事項	4 拡大生産者責任の強化	要望先 環 境 局
------	--------------	-----------

(要 旨)

生産者が、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、製品が使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという、拡大生産者責任の考え方に基づき、EPR（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大、市町村に対する財政支援等の措置を講じられたい。

(説 明)

1 EPR（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大

容器包装プラスチックや小型家電などを対象とした各種リサイクル法では、リサイクル経費の大半を占める収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理及び容器回収に係る住民への周知啓発等に要する費用が市町村の負担となっているため、各市町村の財政を圧迫している。

水銀に関する水俣条約が発効し、これまで資源物として輸出している水銀について、国内での最終処分場の確保・整備が必要となり、現状ではそのコストを収集側である市町村のみが負担することとなる。

また、蛍光管や乾電池など有害物質を含むものが不法投棄された場合、製造・販売事業者等には何の義務も課されない一方、その処理責任は市町村に課せられている。

さらに、パソコン回収においては、資源有効利用促進法に基づく一部有償のパソコン回収に加え、平成25年4月から施行された小型家電リサイクル法での無償パソコン回収も行われ、製造事業者の回収再資源化料金等をめぐって消費者に誤解や不満を生じさせている。

これらの問題については、循環型社会形成推進基本法において、本来、事業者はその責務が課されているが、拡大生産者責任にかかる具体的な仕組みを構築・改善する法整備等が進んでいない状況にある。

そこで、商品及び容器包装等について、製造・販売事業者等に対して市町村の分別処理等に依存することなく、廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用とを義務付け、具体的手法等を明記する、いわゆるEPR（拡大生産者責任）法の整備を国に要請されたい。

2 鋭利な在宅医療廃棄物の適正処理の推進

感染症の危険がある使用済み注射針等の在宅医療廃棄物については、多摩地域全域で薬局回収を行っているが、十分とは言えず、普通ごみ、資源物への混入があとを立たない。収集後の手選別作業中においても、針刺し事故が発生した事例もあり、円滑な再資源化に支障を来している。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、旅行者等が増加することに伴い、注射器等の在宅医療廃棄物の排出が課題となるケースも想定され、一定のルールづくりが必要となる。

これらのことから、在宅医療廃棄物の処理困難性を踏まえ、拡大生産者責任の観点から、生産者である製薬メーカーが排出者への周知を徹底し、回収する仕組みづくり及び旅行者等からの排出に対応するための体制づくりを行うことについて、国や製薬メーカーに積極的に働きかけられたい。また、都薬剤師会にも新たなルールづくりに積極的に関与するよう働きかけられたい。

要望事項	5 緑の保全に対する施策の充実	都市整備局 要望先 環境局 建設局
------	-----------------	-------------------------

(要 旨)

平成 22 年 5 月に示された「緑確保の総合的な方針」の中にあるとおり、都市の緑として重要な機能を担っている民有地の緑の保全には困難が伴う。

多摩地域に残されている貴重な緑（緑地・森林）を保全するため、次の事項について、引き続き積極的な措置を講じられたい。

(説 明)

1 自然保護条例による保全地域

- (1) 多摩地域には、市街地に近接した多様な生物が生息する貴重な自然環境である谷戸、湧水、雑木林、多摩川沿いなどの河川段丘崖に見られる樹林が一体化しているエリアがある。これらのエリアは、里山として人々の生活に密着した歴史的・文化的に貴重な存在であるとともに、都市のエコロジカルネットワークの向上など、多様な機能を有しているが、近年では減少傾向にあることから、積極的に保全地域として指定されたい。
- (2) 緑地の保全は、地球温暖化対策としての二酸化炭素吸収源、防災機能及び広域的な都民の憩いの場として重要であることから、市町村の条例等により保存樹林などに指定し保全に努めているところであるが、近年では減少傾向にあることから、より一層施策を推進するため、財政措置の充実強化を図られたい。

2 特別緑地保全地区

- (1) 特別緑地保全地区は、農地や屋敷林、丘陵部の樹林地等を民有地のまま保全するという公民協働による施策として、積極的に活用すべき制度である。指定された土地所有者からの買取り申出があった場合は、自治体がい取り、公有地化する必要があるが、その時期は所有者の事情に左右されることから、機動的な買取りが可能となるような支援制度の創設を検討されたい。
- (2) 特別緑地保全地区の指定の促進のため、更なる税制優遇措置や買収に係る財政支援の拡充を、国に対し引き続き要望されたい。

3 都市計画公園・緑地等

都市計画決定された街区公園、特殊公園等の整備事業については、自治体の財政負担が伴うことから、今後とも積極的な用地買収等の整備促進を図るため、都補助の更なる予算拡充を図られたい。また、公有地化後に必要となる維持管理費

用等を対象とする補助制度の創設のほか、公園の維持管理の負担軽減を図るための管理手法の構築など、新たな支援策を検討されたい。

さらに、都においても、都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、狭山丘陵等の大規模近郊緑地の保全と、更なる公有化を推進されたい。また、都立公園内に、地域住民の要望を踏まえて、文化・スポーツ・レクリエーション施設や防災機能を有する施設等を整備されたい。

4 景観法に基づく良好な景観の維持

景観法に規定する景観計画に基づき、都と市町村が協力して行うべき都の管理する公共施設（道路、河川、公園等）とその周辺の景観形成事業については、都の支援策を講じられたい。

要望事項	6 流域下水道事業の促進と財政援助	要望先 都市整備局 下水道局 流域下水道本部 建設局
------	-------------------	--

(要 旨)

下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な行政課題である。ついては、流域下水道事業の促進等を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

(説 明)

- 1 流域下水道事業建設負担金の財源として流域下水道事業債を起債しているが、昨今の金利情勢に比べ著しく高金利の残債があり、利子償還の負担は下水道財政を圧迫している。公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成19年度から24年度まで実施されたところであるが、制度の再開及び要件の見直しを国に強く要望されたい。
- 2 流域下水道事業は、事業の進捗に伴って建設に要する経費の一部を関係市が負担しており、各市財政にとって大きな負担となっている。流域下水道事業は処理区域が複数市にわたり、公共用水域の水質の保全に資するなど広域事業そのものであり、広域的見地から施策を推進する必要があることから、これまでの負担ルールを見直すなど、流域下水道事業にかかる市の財政負担の縮減を図られたい。
- 3 閉鎖性水域の水質保全のための下水の高度処理及び流域下水道事業の維持管理に要する経費について、関係市の負担軽減を図られたい。

関係市において下水道使用料収入の減少傾向が見込まれるなかで、維持管理負担金については下水道行政に大きく影響していることから、効率的な維持管理の徹底を図り、現行の負担金単価を堅持されたい。

また、特に汚水排除の出所特定ができない不明水の処理に当たっては、広域的見地から、都においても引き続き積極的な対策を図るとともに、流域下水道管きよにおける不明水侵入も考えられることから、その処理経費については都においても負担されたい。

- 4 局地的集中豪雨等による浸水被害は今後も増加が予想されることから、浸水被害を未然に防ぎ、住民の安全で安心な生活を確保するために、雨水管等の整備は喫緊の課題となっている。その処理については、区域が複数市にわたるものにあつては広域事業であり、効率的な運営を行う必要があることから、流域下水道事業に位置付け、流域下水道雨水幹線の整備に努められたい。併せて、市が行う雨

水対策に対し、都がこれまで培った知識、ノウハウを活かした積極的な技術支援を行うとともに、市の公共下水道と都の流域下水道が一体となって、事業費の縮減と効果の早期発現に配慮した雨水対策を進められたい。

- 5 単独処理区の流域下水道への編入は、東京湾の水質改善と多摩地域の高度防災都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることを目的としており、広域的見地から施策を推進することが重要である。

この編入には諸課題の解決や多大な経費が必要となることから、技術支援及び確実な財政支援を図られたい。

- 6 近年頻発する集中豪雨の影響により、流域下水道幹線のマンホールから汚水が噴出し、周辺道路等が汚損、破損する事象が発生している。また、流域下水道幹線に接続する公共下水道管マンホールにおいても同様の事象が発生しているほか、流出した汚水の沿道宅地等への流入も発生している。

直接的な要因は、汚水管への雨水の大量流入によるものであると考えられるが、流域下水道における管路施設の構造なども事象発生の原因のひとつとして考えられる。流域下水道幹線や水再生センターの改良等による汚水噴出事故防止対策を講じるとともに、事故発生時に緊急対応が可能な体制の構築を図られたい。

要望事項	7 地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への財政支援等の充実	要望先 環 境 局
------	--	-----------

(要 旨)

国際的な地球温暖化対策の枠組みであるパリ協定が先の平成 28 年 11 月 4 日に発効され、国も国連に批准書を提出した。国際的な地球温暖化対策の動きが加速するなか、国が掲げる温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比 26%削減する目標の達成に向け、地球温暖化対策を更に推進するためには、国が策定した地球温暖化対策計画にも示されているとおり、自治体が地域の特性に応じた対策に率先して取り組むとともに、市民や事業者も対策に取り組むことが必要である。ついては、公共施設への対策を含め、市区町村が推進する省エネルギー・新エネルギー対策に対し、一層の財政支援等の充実を図られたい。

(説 明)

1 28 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」を推進するとともに、「東京都長期ビジョン」及び「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」に掲げる「スマートエネルギー都市」を実現するには、都の施策に加え、各市区町村が展開する地域特性に応じた省エネルギー・新エネルギー対策を更に充実・促進させていくことが必要である。

そこで、家庭における省エネルギー設備等の補助等、市区町村が独自の地球温暖化対策を進めるため、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」について、各市の実情に合った取組に対して、市町村からの相談により条件の緩和等柔軟な支援ができるよう制度の見直しを検討されたい。

また、市民レベルでの地球温暖化対策充実のため、省エネルギー設備導入、再生可能エネルギー導入等への直接補助又は間接補助の充実を図るよう国に財政支援の復活を働きかけられたい。

都は、「熱は熱で 太陽熱で」キャンペーンを実施し、太陽熱エネルギーの利用促進に努めている。一方、事業者を対象とした「集合住宅用太陽熱導入促進事業」は、27 年度で終了した。都が進める太陽熱利用を市町村において積極的に推進するため、太陽熱に関する情報提供を行われたい。

さらに、都では東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会での水素エネルギーの活用と 2020 年以降の普及拡大を図るため、水素ステーションの整備をはじめとした政策目標と具体的な取組を掲げているが、とりわけ水素ステーシ

ョンについては多摩地域において八王子市の1か所にとどまるなど、その設置が進んでいない状況にある。

そのため、低炭素社会の実現に向けて期待される次世代エネルギーである水素の普及を図るため、多摩地域における水素ステーションと燃料電池自動車の普及拡大のための導入支援事業の継続と支援額の充実、さらに水素ステーション開設後の維持管理費用を支援するための事業の一層の充実、都有地等を利活用できる仕組みづくりなど、都が中心となり水素ステーションの設置促進に一層取り組まれない。

取組に当たっては、水素ステーションの本格整備を目的に自動車会社、エネルギー会社等11社が30年春に設立した新会社等と連携し、多摩地域全体に、水素ステーションをバランス良く設置していくことについて検討されたい。

2 市町村が推奨する次の事業等に対して、積極的かつ継続的な財政支援及び技術支援と情報提供を行われたい。

- (1) LED等による照明機器の高効率化、空調機のインバータ化等による建築物の省エネルギー性能を高める事業
- (2) 太陽光発電・太陽熱利用、風力発電等の自然エネルギーや未利用エネルギーの活用のための普及事業及び燃料電池（業務用SOFC）等の設備導入
- (3) ヒートアイランド現象防止や夏期の省エネに効果が高いとされている屋上・壁面緑化等の緑化事業

3 温室効果ガス削減の観点からは、公共施設の省エネルギー・新エネルギー化は、その効果が極めて高く、市町村が率先して取り組むべき課題である。しかし、どの自治体も古い公共施設を数多く抱えるなか、厳しい財政状況もあり、その対応が難しい状況にある。このため、古い設備の更新や庁舎を含む新たな公共施設の建設に際して、積極的かつ充実した財政支援及び技術支援を行い、市町村と一体となって地球温暖化対策を推し進められたい。

要望事項	8 大規模災害の発生に対応した廃棄物の広域処理体制の構築	要望先 環 境 局
------	------------------------------	-----------

(要 旨)

大規模災害の発生時における災害廃棄物については、市区町村等の行政区域を越えた中間処理、最終処分が想定されるため、災害時に備え、多摩地域の市町村として、広域的な中間処理及び最終処分の体制を早急に構築する必要がある。

については、都内で発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の実現に必要な、多摩地域全体を包括的に捉えた広域処理体制やルールの構築のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を講じられたい。

(説 明)

1 市町村における個別計画策定の支援

災害廃棄物の広域処理体制構築の前提となる各市町村の「災害廃棄物処理計画」の策定について、自治体の状況に応じた技術支援を行うこと。

2 広域処理体制の整備

多摩地域の市町村による災害廃棄物の広域処理体制の構築及び特別区を含めた都内での選別等中間処理のルール化のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を行うこと。

3 最終処分についてのルール化

災害廃棄物の処理で発生した焼却灰及び不燃物等の多摩地域での最終処分について、東京たま広域資源循環組合及び西秋川衛生組合の最終処分場への搬入等に係るルールの共通化のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を行うこと。

4 特別区等・都との連携体制の整備について

多摩地域内や特別区の区域内での中間処理が不可能な場合の備えとして、都内での迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実現に向けた多摩地域と特別区等との相互応援協定の締結や、多摩地域内の市町村から都への事務委託の方法やそのルール化に係る具体的な検討のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を行うこと。

要望事項	9 使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等	要望先 環 境 局
------	--------------------------------	-----------

(要 旨)

国が制度を検討していた時点より、金属市況が悪化しており市況回復の要素も当面見当たらない。認定事業者への引渡しが逆有償になるような現状において、制度を維持・推進するためランニングコストに関する各市町村への補助制度を創設するとともに、国に対して必要な財政措置を行うよう要望されたい。

(説 明)

小型家電リサイクル法の施行から5年が経過し、回収や収集・リサイクルに取り組む市町村が増加する一方、本制度に対する課題も明らかになってきた。

現在、都が行っている「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」では、小型電子機器等のリサイクルに係る体制整備のために必要な経費のみを補助対象としており、リサイクルを推進する取組に対するランニングコストについては補助対象外となっている。

については、多摩地域の複数市町村にまたがる広域的なリサイクルシステムの構築、リサイクルを推進する取組に対するランニングコストへの補助拡大等、更なる都の積極的関与を進めるとともに、都と市町村の連携の推進を図られたい。

さらに、近年の金属市況の悪化は深刻で、回復の兆しも見当たらない状況にある。その結果、認定事業者が有償で引き取っていた小型家電製品について、逆有償となる事態も想定される。

については、安定した制度の維持を図るため、都において補助制度を設けるなど財政支援を行うとともに、国に対しても必要な財政措置を行うよう要望されたい。

要望事項	10 アスベスト対策の強化	都市整備局 要望先 環境局 福祉保健局
------	---------------	---------------------------

(要 旨)

大気汚染防止法、建設リサイクル法、環境確保条例等により、建物への石綿使用状況の事前調査の義務付けなどアスベスト対策の強化が行われているが、まだ課題も多く、今後、建物の老朽化に伴うアスベスト使用建物の解体件数の増加が見込まれることから、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するため、更なる財政支援、情報提供及び技術支援を図られたい。

また、国及び関係機関に対しても、必要な対策を講じるよう働きかけられたい。

(説 明)

1 健康被害や解体に伴う調査に係る財政支援の充実

- (1) アスベストによる健康被害について、近隣住民、作業従事者等の被害の実態把握、継続的な健康診断の実施及び被害者救済策の拡充等の措置を講じられたい。
- (2) 個人や中小企業、地方公共団体等が行う成形板等も対象としたアスベスト含有調査や、除去工事に係る経費について、建設リサイクル法に基づく届出先である都における助成制度の創設を図られたい。
- (3) 各市町村でもアスベスト大気調査が実施できるよう更なる財政支援を図られたい。また、アスベストの問題は都民の関心の高いことから、より細かい測定ができるよう、現在の多摩地域1か所（南多摩）に加え、2か所程度の定点測定場所（北多摩、西多摩）の増設も検討されたい。
- (4) 災害等により倒壊した建物におけるアスベスト含有建材使用の有無を迅速に判定することにより、周辺住民の安全確保及び不安解消を図るため、アスベスト簡易測定装置の購入に係る補助制度を創設されたい。

2 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用に当たっての情報提供・共有体制の強化

- (1) 法改正等により市町村の事務内容に変更が生じる場合には、一方的な通告とならないように、十分な期間をもって協議されたい。
- (2) 法改正の施行状況に鑑み、アスベスト問題に総合的に対応できるよう、不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る法的措置を、引き続き国に要請されたい。

3 アスベストの適正除去、処理等に係る技術支援の強化

- (1) 建築物解体時等において、飛散防止措置を取らないまま無届で行われる事例や

ずさんな工事事例が散見されることから、建物の解体に当たっては、大気汚染防止法を始めとする関係法令に基づくアスベスト含有建築材の事前調査の実施や届出について、事業者への周知を徹底されたい。また、建設リサイクル法に基づきリサイクルされたコンクリート塊等の再生砕石にアスベストが混入しないよう周知徹底を図るとともに、事前調査の実施に関しては実効性ある対策を講じられたい。

アスベスト含有廃棄物の処分については、全て埋立て処分としているが、他の方法についても検討を国に働きかけられたい。

- (2) 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年8月環境省）」では、災害時に発生したがれき等に含まれる廃アスベストの取扱いや、半壊・倒壊の建築物等の解体に係る指導等は市町村が行うこととされている。

しかしながら、災害時の廃アスベストの発生量は予測が難しく、混乱する現場において解体等の届出の受付から審査、そして検査、更に廃アスベストの収集・運搬、処分等の処理ルートについても市ごとに体制を構築することは困難を極め、マニュアルだけでは実際の災害時の対応は難しいと予想される。

については、災害時の大気測定体制、解体現場への立入りなど監視体制の強化や、特別管理産業廃棄物の広域的な一時保管体制等について、各市町村への支援とともに、都における広域的な体制を構築されたい。

- (3) 平成17年に特定行政庁である都多摩建築指導事務所が調査した1,000㎡以上の民間建築物を対象としたアスベストの使用状況の調査結果は、使用された建築物を事前に把握することができるだけでなく、災害時の廃アスベストの発生量を予測し、今後、市町村で災害廃棄物処理計画を策定していくうえで極めて重要な情報であるため、市ごとに編集し該当する市へ提供されたい。

さらに、1,000㎡未満についても調査を行い、該当する市へ情報提供されたい。

- (4) 大気汚染防止法の一部改正を受け、市区に立入検査権限が付与された。都においては引き続き立入検査により発覚した法違反への行政処分に当たっては、法の運用上の助言や国との連絡調整に関して、十分な支援策を講じられたい。

要望事項	11 自然災害に対する防災体制の確立	要望先 総務局 都市整備局 建設局 環境局
------	--------------------	-----------------------------------

(要 旨)

東日本大震災の教訓や被害想定の見直し、また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震での被害状況等を基に、地震など大規模な災害時や風水害、雪害等突発的な災害時に対応できる行政区域を越えた広域的な災害協力体制の早期構築を検討されたい。

(説 明)

1 帰宅困難者対策について

- (1) 帰宅者の多くが鉄道各線の駅周辺に集中することによる混乱を未然に防ぐため、都では一斉帰宅の抑制についての普及啓発を実施している。しかし、発災時は、なお帰宅者が駅に集中する可能性があることから、速やかに支援施設へ誘導できる体制を引き続き整える必要がある。主要駅沿線自治体が所有する公共施設を災害有事に提供する体制を整え、東京都防災マップや帰宅困難者対策ハンドブックなどによるほか各種情報の更なる周知を図るなど、引き続き公共交通機関利用者の一層の安心確保に努められたい。
- (2) 都では、帰宅困難者の一時滞在施設として、大規模集客施設等へ協力要請を進めているが、帰宅困難者が集中する幹線道路沿いにおいて受け入れ可能な施設がない地域では、帰宅困難者の滞留が想定される。そのため、東京都地域防災計画に基づいて、都が所有・管理する施設のうち帰宅困難者一時滞在施設の拡充や公的な一時滞在施設等の更なる整備に努められたい。また、「災害時帰宅支援ステーション」の更なる拡充のため、引き続き積極的なPRに努められたい。
- (3) 更なる一時滞在施設の拡大のため、東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業については、補助限度額や補助率（購入経費の 5/6）の更なる引上げなど、補助要件の緩和を図られたい。

2 都有施設の避難所としての活用について

都立施設の避難所としての活用は、市町村と施設管理者の間で検討することとされているが、都立高校以外の施設では活用への協力が得られにくい状況である。地域の実情を考慮して柔軟に協議に応じるよう、施設管理者へ周知徹底するなど積極的に協力されたい。

3 災害時緊急対応情報の提供について

被災による非常時においては、住民や市町村が入手できる情報に限度がある。都はホームページやツイッターなどによる災害情報の周知を行っているが、これらを検証し、より住民に届きやすい実効性のある情報提供体制へと強化を図られたい。また、「災害情報システム」や「Lアラート」をはじめ、都が保有・発信している情報を各市町村と共有できるよう体制の更なる充実強化を図られたい。

4 広域的な連携体制の更なる強化について

24年4月に発表された東京都防災会議による首都直下地震の被害想定の見直しでは、多摩地域がこれまで以上に大規模な被害想定に見直された。また、多摩地域特有の土砂災害等風水害や大雪による被害への対応も必要であり、26年7月に修正された東京都地域防災計画風水害編では風水害等による孤立対策なども改めて盛り込まれていることから、多摩地域と区部と都の連携体制を更に強化されたい。

5 大雪降雪後の孤立集落対策及び市民生活早期回復のための支援について

26年2月の大雪では、多摩西部の山間部において、孤立集落が多数発生し住民の生命の安全確保が問題となった。さらには、道路や公共交通の回復に時間を要し、1週間以上にわたり市民生活に大きな混乱を来した。また、30年1月にも大雪による混乱が発生した。

このような事態が発生した際、迅速に対応し、早期の安全確保及び市民生活の回復が図られるよう、災害対応にあたる人的支援や国道・都道等幹線道路の早期除雪体制の整備、除雪費用等の財政的支援など大雪時の支援対策の更なる強化を図られたい。

6 土砂災害防止法改正に伴う市町村への支援強化について

26年度に土砂災害防止法が改正され、市町村には避難体制や情報伝達体制の充実・強化が求められている。今後住民の避難につながる防災意識の向上のための施策として、防災教育や地区単位でのハザードマップ作成などにあたり、市町村の対策の実効性を上げるための支援及び連携体制の強化を図られたい。

また、丘陵地付近や山間地では、避難所が土砂災害警戒区域に含まれることにより、土砂災害警戒区域に居住する住民等に安全な避難先を確保することができない事例が発生しており、市町村での対策が急務である。このことから、都においても、土砂災害警戒区域に含まれた避難所の整備等に関する財政的支援の拡充を早期に図られたい。

7 災害拠点病院・災害拠点連携病院間等の情報伝達体制の確立について

都は、災害時の医療対策として、災害拠点病院や災害拠点連携病院等を指定しているが、災害時医療においては、負傷者の状態等を伝達するのに、電話のように音声のみの伝達では誤解が生じ、負傷者の生命に関わる可能性もあるため、文

字情報の伝達可能な通信機器の配備が必要とされている。

このため現状では災害拠点病院に配備されている東京都防災行政無線FAXを、災害拠点連携病院や緊急医療救護所、二次保健医療圏等の災害医療機関に配備されたい。

8 井戸の設置規制の緩和について

災害時には水の確保が重要となるが、発災により水道管等に被害が生じることで給水に支障を来すことが予想される。防災拠点となる市庁舎や、避難所となる公共施設、医療救護の拠点となる病院では、平常時から井戸を設置するとともに発電設備を用意することで、大規模災害が発生した場合でも、安定した給水の継続が可能になる。とりわけ、「透析」を実施する病院においては、災害時においても多量のきれいな水の確保が必要であり、毎日数十トンの給水を給水車等で実施することは現実的ではない。

東京都環境確保条例には地下水の揚水規制があり、平常時に十分な水量を利用できないことから、井戸を設置するインセンティブが働かないため、公共機関等における井戸の設置に対して、地下水揚水規制の緩和を検討されたい。

要望事項	12 防災事業の充実と財政措置等の確立	総務局 要望先 都市整備局 水道局
------	---------------------	-------------------------

(要 旨)

東日本大震災や平成 24 年 4 月に発表された首都直下地震による被害想定の見直し、また、28 年 4 月の熊本地震の発生により、防災事業の重要性が高まっているところから、防災事業の充実及び積極的な措置を図られたい。

(説 明)

1 ヘリポートや備蓄倉庫等防災施設の充実に努められたい。

緊急時や災害時に孤立する恐れがある地域での救助活動や、山林火災の消火活動のため、災害対策用ヘリポートの設置が必要であることから、引き続き整備促進に努められたい。

また、被害想定の見直しにより備蓄物資をより多く同時に分散して保管しなければならない状況が想定されるが、都の寄託物資保管場所の更なる確保は困難である。都においては、立川広域防災基地に位置する東京都多摩広域防災倉庫の活用など備蓄物資及びその保管場所の整備を進めているが、引き続き他の地域においても積極的に確保されたい。

2 市町村は、災害発生時等における住民への情報伝達手段の一つとして防災行政無線を整備しているが、地理的、地形的要件によって、全ての住民に情報を伝えることが困難な状況となっている。この解決に向けて、防災行政無線のみならず防災メールの活用等、情報伝達手段の多様化が求められていることから、ホームページ機能の強化や「Lアラート」の導入にとどまらず、引き続き各自治体における情報伝達体制の構築等への支援をされたい。

3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が 25 年 12 月に制定され、地方公共団体は地域防災力の充実強化を図ることが責務とされたことから、消防団、自主防災組織が使用する施設等の整備に係る起債事業や、総合防災訓練、自主防災組織の育成に対する各種補助など現行制度に加え、新たな補助制度の創設等の財政措置を拡充されたい。また、国や各種団体の助成制度に変更が生じた場合については、市町村に対し引き続き速やかな情報提供をされたい。

さらに、自主防災組織から、災害時における給水拠点等での応急給水及び初期消火に有用であるスタンドパイプの配備の要望が多くなってきている。大規模災害が発生した場合、自助力が減災の大きな力となることから、自主防災組織の活

力を最大限に生かすため、以前実施されていたスタンドパイプ資機材の貸与事業を再開されたい。

- 4 公共建築物は災害発生時に避難所や支援物資の保管等を行う重要な施設となることから、耐震改修並びに非構造部材の耐震化について引き続き積極的な支援を行われたい。
- 5 ヘリサイン（公共施設名称の屋上表示）整備促進に向け、その費用について財政支援を行うとともに、都は国に対し引き続き補助制度の創設を働きかけられたい。
- 6 市町村が地域防災計画を修正する際の事前相談や調整、計画策定の支援にとどまらず、事前調査等に対する助成制度を創設されたい。
- 7 指定避難所の防災備蓄品の購入について、地方交付税の算定基礎の充実を引き続き国へ働きかけられたい。また、都による補助制度を創設されたい。
- 8 災害発生後の被災者の生活再建支援を迅速かつ円滑に行うため、28年度に各市町村による東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が設立され、被災者生活再建支援システムの実施体制整備が進んでいるが、その運用に係る費用に対して財政支援を行われたい。

また、住民が各種支援策を受ける際に、住家被害を対象とした「り災証明書」以外の証明書提出を求められることがあることから、自治体がそれぞれの判断で「被災証明書」等を発行している状況がある。自治体間で対応に差異が出てしまう恐れがあるため、市民に不利益が生じないように、引き続き国に対し被災証明書の制度化を検討するよう働きかけるとともに、都としての発行基準を検討し、早急に指針等を示されたい。

- 9 防災行政無線のデジタル波移行に伴う各市区町村の設備整備等について、国の補助事業や起債事業はあるものの、市の財政的な負担が非常に大きく、事業推進が困難である。よって、都においては国に対して財政支援の拡充を強く要望するとともに、都として新たな補助制度の創設を図られたい。
- 10 大規模地震時の電気火災の発生を抑制し、被害を未然に防止するため、感震ブレーカーの設置に対する補助制度を創設されたい。併せて、夜間発災時に感震ブレーカーが作動し照明が消えることで、脱出困難となることも考えられるため、本補助制度は補助灯等の整備を含めたものとされたい。

また、設置の義務化等、感震ブレーカーの普及に係る法制度の整備や財政措置を国に働きかけられたい。

一 般 要 望

要望事項	1 放射線及び放射性物質への対応	環 境 局 要望先 福祉保健局 産業労働局
------	------------------	-----------------------------

(要 旨)

放射性物質への対応として、市町村に対して大気中の放射線量の測定結果を正確かつ速やかに情報提供するとともに、適宜的確な助言を行い、必要に応じて対策等を講じられたい。

さらに、農水畜産物や食品に対する放射線量の測定及びその結果の公表を引き続き徹底するとともに、放射性物質に汚染された農水畜産物や食品、土壌等の測定・除染に対する財政支援等の対策を講じられたい。

(説 明)

福島第一原発の廃炉作業は長期化しており、放射線及び放射性物質に対する次の事項について、継続した対策を講じられたい。

- 1 都内の空間放射線量は安定しているが、住民の不安払拭のためには大気中の放射線量を複数地点で連続測定することが不可欠であることから、現在の測定方法を維持すること。
- 2 現在、都で実施している水道水、降下物、土壌の分析を継続すること。また市町村ごとの実情に合わせ、技術支援及び財政支援を講じること。
- 3 除染により取り除かれた土砂や落ち葉等、放射性物質が含まれる物質の処理方法について、国とともに至急対策等を講じること。
- 4 腐葉土・剪定枝堆肥の生産については、現在、都内農家の一部が再開しているが、対象が限定されており、全面的な自粛解除には至っていない。循環型社会の形成に向けて、農家以外の一般市民が自ら生産・施用する腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて、自粛解除に向けての取組を迅速に進めるとともに、その進捗状況に関する情報提供を適宜行うよう国に要請されたい。

要望事項	2 ダイオキシン類対策の積極的推進	要望先 環 境 局
------	-------------------	-----------

(要 旨)

ダイオキシン類対策の積極的な推進を図り、市町村への正確な情報の提供を行うとともに、全市町村への測定点を設置、または、市町村が実施する環境調査等の経費についての補助制度の創設を行われたい。さらに、国に対し、ダイオキシン類発生抑制のために必要な措置を講じるよう要請されたい。

(説 明)

ダイオキシン類は、大気、水質、土壌、食物、母乳を通して健康に被害を与えるなど広範囲にわたる問題の原因となっている。国と都、市町村が連携した取組により、排出量の削減が実現したものの、引き続き住民の不安を解消するために、以下の措置を講じられたい。

- 1 ダイオキシン類の調査については、全市町村において測定ができるよう、都による調査地点の増設をされたい。また、市町村が実施する調査結果については、毎年都が発行、公表する有害大気汚染物質モニタリング調査報告書にデータを提供し、調査の充実に寄与している状況を踏まえ、調査経費の支援を図られたい。
- 2 国に対し、次の措置を講じるよう要請されたい。
 - (1) 国の責任において、実態に即した総合的なダイオキシン類対策を実施すること。特に、農薬等の非焼却由来ダイオキシン類（C O - P C B）の削減対策について、廃棄物対策と併せ、事業者や製造者、市民への啓発や情報提供を強化し展開すること。
 - (2) 小規模な施設を含む廃棄物焼却施設における発生防止技術の確立、焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、ダイオキシン類対策に関連する技術的な諸問題を早期に解決すること。
 - (3) ダイオキシン類に関する環境対策に必要な環境影響等の実態調査、ダイオキシン類の測定体制の整備等に対する財政措置を講じること。

要望事項	3 清流復活事業の推進	都市整備局 要望先 環境局 建設局
------	-------------	-------------------------

(要 旨)

生物との共存ができる環境の保全及びその回復に向け、清流の復活、水源林や河川堤外地の確保、憩いとやすらぎのある空間の整備等、水辺環境や水量の回復等の水循環再生に係る総合的施策を強力に推進されたい。

(説 明)

多摩川や浅川をはじめとする一級河川は、都市化の進展や下水道の普及に伴い、水量が減少するなど本来の水循環機能を失いつつある。このため田畑・丘陵地等の緑を保全して保水機能を高めるとともに、あわせて雨水を浸透させる施策を推進し、水循環を取り戻す必要がある。

- 1 湧水の保全や健全な水循環の復活を図るため、地下水の涵養・総合治水の役割を持つ雨水を地下に浸透させる施策の推進、湧水源や水源地の公有化、清流の復活や水量の確保策等といった、水循環の形成に資する多面的な施策を推進されたい。また、都が管理する一級河川（残堀川、野川、仙川、空堀川、黒目川、南浅川等）について、同様の取組を、強力に推進されたい。
- 2 都民の貴重な水と緑の空間である河川整備に当たっては、自然環境と景観を保全・育成する「多自然川づくり」を進め、美しい景観や魚、水辺の鳥、昆虫、小動物等が生息できるような生態系に配慮した改修整備を図られたい。
- 3 瀬切れの起こる都の管理河川のうち、野川、残堀川、空堀川及び川口川については、引き続き改善措置等を継続するとともに、その他の管理河川については原因調査等を行い、瀬切れを起こさない河床の改善、新たな水源の確保等の改善措置を講じられたい。

要望事項	4 玉川上水等環境整備の推進	要望先 環 境 局 建 設 局 水 道 局
------	----------------	--------------------------------

(要 旨)

玉川上水や野火止用水、千川上水、また熊川分水等の分水が有する貴重な環境を保全していくために、訪れる人々がこの土木遺構に親しむことができ、後世へと永遠に引き継いでいけるよう、沿線の環境整備を引き続き図られたい。

(説 明)

その歴史的価値の高さから、文化財保護法に基づく国の史跡に指定されている玉川上水は、都の条例に基づき歴史環境保全地域に指定されており、保存管理計画により基本的な保存管理及び史跡・名勝に関する整備活用方針が示されたのを受けて、整備活用計画では水路の保全、ヤマザクラ並木の復活など史跡を積極的に公開するための具体的な施策がまとめられている。

野火止用水も同様に歴史環境保全地域に指定されており、平成 15 年には文化庁の「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」において、埼玉県新座市を含む地域が重要地域に選択されるなど、用水路を原形のまま保全することを基本とし、隣接樹林地については明るい雑木林として保全されている。

千川上水や熊川分水等についても、宅地開発が進む流域において貴重な景観資源としての機能を果たしている。

については、下記の取組について推進されたい。

- 1 「史跡玉川上水整備活用計画」の対象区間で緑道が整備されていない箇所を整備を進めるとともに、計画の対象区間に含まれない上流部についても、緑道の整備を図られたい。
- 2 老朽化した桜等の樹木の植替え・剪定を実施するとともに、バリアフリー対応や周辺の市街化に対応した公園灯の設置及び多くの要望が寄せられているトイレや休憩施設の更なる整備を行い、緑道の維持管理の充実・強化を図られたい。
- 3 散策路の整備にあたっては、周辺の道路事情等を考慮し、スムーズな散策ルートが形成されるよう検討されたい。また、上水及び用水と交差する都市計画道路等の整備においては、周辺環境との整合を十分に図られたい。
- 4 野火止用水においては、19 年の国有財産の譲受け以来、沿線市が管理を行っているが、法面の崩壊や樹木の高木化が進んでいる。広域的な文化的事業の観点から、適切な保全についての支援を実施されたい。

要望事項	5 公共下水道事業に係る財政負担の軽減等	都市整備局 要望先 水道局 下水道局
------	----------------------	--------------------------

(要 旨)

公共下水道事業に係る財政負担の軽減等を図るため、次の対策を講じられたい。

(説 明)

- 1 公共下水道建設事業の主要な財源は起債であり、その償還に伴う支払い利息の増加は、下水道財政の圧迫要因となっている。
公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成 19 年度から 24 年度まで実施されてきたところであるが、制度の再開及び要件の見直しを国に強く要望されたい。
- 2 下水道ストックマネジメント計画に基づく公共下水道施設の維持管理に対する財政支援について、補助率の改定や対象要件の緩和など、更なる拡充、強化を講じられたい。
- 3 水道局に委託している下水道使用料徴収に係る経費については、市全体の経費を水道給水数及び下水道使用数での按分による負担割合とすると定められているが、本来の下水道料金の徴収に必要な経費のみの負担となるよう、規約改正を含め算定基準の見直しを図られたい。

要望事項	6 ペット火葬場及びペット霊園の規制	要望先 都市整備局 環境局
------	--------------------	---------------------

(要 旨)

ペットブームによるペット火葬場及びペット霊園並びに移動式火葬車の急増に伴い、近隣住民との間でトラブルになるケースが増加している。ペット火葬場及びペット霊園の設置に当たっては、市への届出や周辺住民への説明を義務付ける条例等を制定している市があるなか、都においてもこれらの規制について、都市計画行政や環境行政、動物愛護行政を踏まえ、総合的に検討されたい。

(説 明)

平成 23 年度に都が実施した「東京都における犬及び猫の飼育実態調査」によると、飼育頭数は、犬で推定約 50 万頭以上、飼育猫で推定約 105 万頭程度とのことである。また、ペットを家族として扱うライフスタイルの変化に伴い、ペットの葬送に係る需要が大きく増加しているにもかかわらず、ペットを対象とした火葬場及び霊園を規制する法律が存在しない現状がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）において、動物の死体は廃棄物とされているが、旧厚生省通知（昭和 52 年 8 月 3 日付け厚生省環計第 78 号）により「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、廃掃法上の廃棄物に該当しない。」としているため、ペット火葬場及びペット霊園の設置については廃掃法の規制外となる。また、動物の死体を火葬する焼却炉の殆どが小規模なものであるため都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）の指定作業場としての規制も受けず、仮に、指定作業場の届出に該当する規模であっても、ばい煙の規制基準は、廃棄物焼却炉として定められたものが対象となるため、届出の対象外となっている。

よって、ペット火葬場及び霊園の設置については、市民から強い反対の要望がある場合でも規制は困難であり、また、ペット火葬場から発生する「煙」や「におい」に対する訴えがあった場合でも悪臭防止法及び環境確保条例に基づき個別に対応するほかない。

さらには、事業所を設けず焼却炉を車に積んで火葬して回る移動式の火葬車については敷地境界等の概念がないため、ばい煙、悪臭を規制することが難しいうえ、移動するという性質上、一市では対応できない広域的な課題となっている。

そこで、これらに対応していくため、都として、ペット火葬場、ペット霊園、移動式火葬車に対する規制について、都市計画行政や環境行政、動物愛護行政を踏まえ、総合的に検討されたい。

併せて、都による区市町村担当者を対象とした説明会の実施等も検討されたい。

要望事項	7 生物多様性の保全推進に向けた取組の支援	要望先 環 境 局
------	-----------------------	-----------

(要 旨)

生物多様性の保全推進に向けた、生物の生息状況等の現状や課題の把握、希少種や既存の生態系の保全、外来種対策等の市町村が実施する取組について、支援の継続と拡充を図らねたい。

(説 明)

生物多様性の保全に向けた都の取組は、「東京都長期ビジョン」や「東京都環境基本計画」、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」に位置付けられている。また、「生物多様性基本法」に基づいて平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012－2020」においても、重点施策として「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し、再構築する」が掲げられ、生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に即した取組が重要であるとしている。

生物多様性の保全は、都全体を対象とした取組と各地域の実情に応じた取組を組み合わせ、継続的に実施することによって実現に近づくものであり、特に地域における取組は、地域住民と一体となった長期的な展開によってこそ効果を発揮する。

生物多様性の保全に向け、都と各市町村が一体となって、より実効性ある取組とするため、以下の措置を講じられたい。

1 地域戦略策定外の調査・施策に対する補助の拡大

「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」において、生物多様性地域戦略策定のための各調査・施策に対しての補助がなされているが、地域戦略策定の有無にかかわらず、現在、各市町村ともその地域に即した特色のある自然環境を保全するため、活発な保全活動を展開しており、こうした個別施策の積み重ねや発展は、地域にとってより効果的な地域戦略策定の推進につながるものである。また、地域戦略を策定しても、策定後のフォローとして継続的な生物調査等は欠かせない。

については、地域戦略策定に限定することなく、生物調査や保全活動、フィールドワーク等による住民の意識啓発等の取組等、各市町村が地域に即した生物多様性保全を推進する取組も補助対象とされたい。

2 農作物や生活環境への被害をもたらす外来生物の防除に向けた措置の検討及び

支援の充実

アライグマやハクビシン等による農作物や生活環境への被害が都内全域で発生しており、アライグマやハクビシンに関して、数多くの相談が都庁に寄せられているほか、市町村への問合せも多い。

については、獣害防除を効果的に進めるための措置を講じるとともに、自治体が独自に防除を行った際の補助制度である外来種の積極的防除事業の補助率の引上げ、更なる補助期間の延長及び事業計画書における毎年度事業の新規性の撤廃をされたい。

また、外来生物対策に係る情報提供の継続及び専門的な知識を有する人材の派遣や必要となる物品の貸出し等を行うほか、市が行う緊急駆除はもとより、調査費用等を補助対象とするなど、より一層の支援を図られたい。

3 ヒアリ対策の支援及び国への要請

29年6月に日本国内で初めてヒアリが確認され、大きく報道されたことにより、市民や事業者からアリの同定等に関する問合せが相次ぎ、29年度のヒアリに関連する問合せは、多摩26市で251件あった。また、市民が不安感から過剰に反応し、ヒアリが確認されていない場所でも殺虫剤を使用するなど、在来の生態系に影響を与える行為が発生している。

都は、同定支援のための情報提供や必要物品の提供、財政支援など、更なる必要な措置を講じられたい。また、国に対し、正しい知識の普及啓発を行うとともに、国内での定着防止策の実施を求められたい。

4 地域戦略策定に対する補助の拡大

市町村の地域戦略策定に対する都の補助については、26年度より「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」の補助対象メニューの1つとして実施されているが、地域戦略策定には多額の費用を要することから、各市の財政状況が厳しいなかでは、戦略策定の意向を持ちながら、なかなか実行できない市も少なくない。

については、緊急促進補助制度の創設など、市町村が地域の実情に即した地域戦略の策定が促進されるよう一層の財政支援の充実を図られたい。

要望事項	8 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を適正かつ効果的に運用するための支援の充実	要望先 環 境 局
------	--	-----------

(要 旨)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づく規制基準の遵守のために行う設備投資等の措置に対して、中小企業を対象とする支援制度を構築されたい。

また、環境確保条例の統一的な運用を行うため、情報の共有に資する照会システムを構築するとともに、各市からの疑義に応じられるよう、支援の充実強化を図られたい。

(説 明)

1 中小企業支援の充実

騒音、振動、悪臭等の発生源である工場等において、環境確保条例に基づく規制基準の遵守のために必要な設備投資や汚染物質除去等の公害防止措置を講じることが、中小企業にとって経済的負担が大きく、根本的な解決に至らない実情がある。

ついては、規制基準の遵守を推進するため、安価な簡易調査方法の導入の検討も含め、中小企業の経済的な負担を軽減する新たな制度の導入が急務と考えることから、中小企業を対象とする補助、融資及び税制面等の支援制度を構築されたい。

また、事業者に対する対策アドバイザー派遣制度の対象をVOC、土壌汚染に加え、騒音、振動、悪臭等様々な公害・環境対策にも拡大するよう、支援の充実を図られたい。

2 環境確保条例の運用に関する支援の充実

平成13年4月に制定された環境確保条例は、内容が広範囲にわたるうえ、各市において詳細な対応が求められているものの、工場認可や指定作業場の届出、土壌汚染対策、小型焼却炉の取扱い、焼却行為者への罰則の手順等について、条例、規則及びマニュアルに明記されていない点も多く、相談や指導の際、解釈に疑義が生じる場面がある。

そこで、環境確保条例の適用に係る情報を各市へ速やかに周知するとともに、疑義を集約し、解釈を示すなどの対応を行う都の体制の整備、事例に基づく運用・解釈マニュアルの作成及び配布並びに都及び市の職員による事例研究の実施等、各市における環境確保条例の適正運用のための支援体制の充実強化を図られたい。

3 化学物質の管理体制の構築

環境確保条例に基づき、都は「化学物質適正管理指針」を定め公表しており、市町村は都と連携して化学物質の適正管理に努めている。また、同条例により、年間100kg以上の適正管理化学物質を取り扱う事業所には、適正管理化学物質の使用量報告と化学物質管理方法書の作成が義務づけられている。

通常時、災害時を問わず、適正管理化学物質等が、工場・指定作業場から放出又は流失した際には、迅速な市民への周知等も含め、都と市の連携が不可欠である。については、市との連絡体制や協力支援体制の構築、対応マニュアルの作成等を早急に検討されたい。

要望事項	9 農作業者以外の農薬使用者に対する助言・指導体制の強化	要望先 環 境 局 産 業 労 働 局
------	------------------------------	---------------------------

(要 旨)

農薬使用者のうち、農作業者以外の一般家庭における農薬使用に対して、安全かつ適正に使用できるよう、都において検査、助言・指導をされたい。

(説 明)

近年、近隣の家庭における除草剤等の農薬の使用によって健康被害を受けているといった住民からの訴えが、市に対して、頻繁に寄せられている。一方、都では、農薬使用に関する指導のうち、一般家庭における農薬使用（農作業における使用を除く農薬の使用）の指導についての都民からの相談を、そのまま市に転送する事例も見られる。

都は、「都内の市区町村においても、都と同様の取組が行われるよう周知に努めている。」としているが、農薬の使用等については農薬取締法に規定があり、農薬の安全かつ適正な使用の確保等に関する助言、指導その他の援助は都道府県知事等の事務とされていることから、相談を受けた市では、農薬取締法に定められた基準の遵守義務等について説明するにとどまっている。

については、既に設置された相談窓口を活用し、検査、助言、指導を引き続き実施されたい。

要望事項	10 土地取引に係る土壌汚染の重要事項に関する 問合せへの窓口対応の統一	要望先 環 境 局 都 市 整 備 局
------	---	---------------------------

(要 旨)

不動産関連業者による、取引する不動産について土壌汚染の恐れがないかどうか調べるための、宅地建物取引業法の重要事項に関する問合せに対し、都内全自治体統一した対応を行えるよう調整されたい。

(説 明)

平成13年度以降、不動産取引の重要事項説明に土壌汚染関連情報を含むことが定められたため、現在各市では、土壌汚染対策法の区域指定や、東京都環境確保条例に定める工場・指定作業場の届出情報等に関する不動産関連業者からの問合せに対応している。

現在、その対応について、特に根拠となる基準がないことから、市によって違いが生じており、業者からの苦情の原因となっている。

これらのことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 ガイドラインの作成

宅地建物取引業法による土地取引の際の重要事項説明のうち土壌汚染等の届出情報に関する問合せ対応は、区部も含めた各自治体により差が生じている。情報収集を目的として来庁した不動産関連業者の身分確認の是非や、当該住居表示周辺の情報について提供することの是非及びその範囲が特に課題となっている。

窓口等での苦情を防ぎ、問合せ対応の円滑化を図るため、都内全域統一の取扱いに関するガイドラインを作成されたい。

2 不動産関連業者への周知の徹底

土壌汚染に関する知識が乏しい業者や、問合せの目的も述べずに強引に情報を要求する業者等への対応に苦慮しているため、業界団体に対し、都が作成したガイドラインを提供するなど、周知徹底を図られたい。

要望事項	11 傷病鳥獣及び鳥インフルエンザに関連する現場対応	要望先 環 境 局
------	----------------------------	-----------

(要 旨)

鳥獣行政は、本来、都の業務であり、広域的対応と専門性が必要となる。近年、市街地でも多くの中型哺乳類が確認されており、その中には、感染症に罹患したのもいる。さらに、鳥インフルエンザが世界的に流行しており、都内でも高病原性の鳥インフルエンザが発生した。

野生鳥獣の捕獲や死骸の処理等の対応は、施設管理者の責務ではあるが、一般の市民が疥癬に感染した動物を安全に捕獲することや、鳥類の死骸が高病原性インフルエンザの可能性があるかないかの判断を適切に行うのは困難である。

傷病鳥獣や鳥インフルエンザに対する現場対応については、都民からの問合せや、鳥獣の保護等について、都が自ら適切に対応できるよう必要な体制の整備を図られたい。

また、やむを得ず初動対応について各自治体に応援を求める場合は、必要機材の提供、財政支援など、必要な措置を講じられたい。

(説 明)

鳥獣行政は都が行い、実際の対応は施設や土地の管理者の責務となる。

しかし、一般の市民が適切な対応をとるのは困難であり、都の現場対応も十分とは言えない状況にある。都が現場対応の体制を整備することが第一であるが、地元自治体との協力も必要となっている。

平成 28 年 2 月に「高病原性鳥インフルエンザ等発生時における東京都及び区市町村の対応指針」が策定され、その中で、市区町村との連携として、対策本部の設置や都の防疫対策等への協力、周辺住民への対応など、発生・周辺農場への支援が示されている。

特に、環境保全を担当する主管課では、野鳥を対象に、死骸から種類を特定し、回収を行ったうえで、必要な場合は都へ検体を引き渡している。また、都は地元自治体に対し、平日夜間及び休日においても対応を求めている。

しかしながら、市には都の鳥獣保護管理員のような専門的知識を持つ職員がいないため、種類の特定に時間がかかり、衛生面に関しては、死骸の取扱いにより高病原性インフルエンザ以外の人獣共通感染症の感染も心配される。

今後、地球温暖化等の影響により、新たな感染症の発生等が懸念されるなか、指

針に基づく対応が増加することが予想されるため、種類の特定における鳥獣保護管理員との協力体制なども含め、対応に必要な体制や財政支援、さらに衛生確保に必要な研修等の措置を講じられたい。

要望事項	12 PCB廃棄物処理に関する支援	要望先 環 境 局 財 務 局
------	-------------------	-----------------------

(要 旨)

PCB廃棄物を処理するには多額の費用が必要であり、市にとってその負担が大きいため、都による支援措置を講じられたい。

(説 明)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有する安定器等・汚染物に関しては、法令に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画により処分期間は平成35年3月31日までとされ、また、低濃度PCB廃棄物の処分期間は39年3月31日までとされており、これらを保有する事業者は、その期限までに処分することを義務付けられている。

その処理費用について、微量PCB廃棄物の処理に関しては個人や中小企業者等に対する都の助成金制度があるが、市は助成対象外である。

特に、安定器等・汚染物の処分費用は1kgあたり30,240円と高額であり、その費用負担は非常に大きいものとなっているため、財政を圧迫する要因のひとつとなっている。

PCB廃棄物を保有する市にとって処理費用の負担は非常に大きく、円滑な処理の阻害要因になっているため、都において支援措置を講じられたい。

